二　被保護入居者が家賃等を滞納していること（当該被保護入居者に対して生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十四条に規定する住宅扶助又は同法第十二条に規定する生活扶助のための保護金品が支給される月に家賃等を支払う旨を当該被保護入居者が約している場合を除く。）。

三　被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していた事実があることその他被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかであること。

（通知の方法）

第三条　法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

2　前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一　通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二　賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

附　則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

別記様式（第三条関係）

通　　知　　書

年　　月　　日

保護の実施機関　殿

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第１項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　　印

記

登録住宅の登録年月日及び登録番号	登録年月日	年　　月　　日
	登録番号	
通知を行う者の区分	ア　住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員 イ　住宅確保要配慮者居住支援法人 ウ　賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けた賃貸住宅管理業者 エ　住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員 オ　アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合（上記オの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合（上記オの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	
	指定を受けた都道府県	
上記ウの場合（上記オの場合を含む。）	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合（上記オの場合を含む。）	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の氏名及び住所	氏　　名	
	住　　所	
毎月の家賃等の額	家　　賃	円
	共益費	円
被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情	ア　被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合 家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等の請求に応じない理由	
	イ　被保護入居者が家賃等を滞納している場合 家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等を滞納している理由	
	ウ　被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかである場合 （例１）登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃等の滞納があった。 （例２）認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。 （例３）過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。	